

# 注 意 事 項

## 最低制限価格の設定範囲の改正について

日出町では、建設工事においてダンピング受注防止と、工事の品質確保を図るため、最低制限価格制度を導入しています。

このたび、ダンピング受注防止対策と品質確保の一層の推進を図るため、最低制限価格の設定範囲を下記のとおり改正します。

### 記

#### 1. 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

#### 2. 算定方法

(1) の制限割合を算定後、(2) により最低制限価格を算定します。

##### (1) 制限割合の算定

##### ●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費×68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(少数第3位を四捨五入し、第2位までとする。)

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

##### ●制限割合の適用範囲

$$7.5 / 10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2 / 10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

##### (2) 最低制限価格の算定

##### ●最低制限価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

※1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。